

## もし保険会社が破綻したら保険契約はどうなる！？

ファイナンシャル・プランナー 水野 圭子

最近の欧州債務危機の深刻化で、市況が悪化し含み損が膨らんでいる保険会社のニュースなども聞くようになりました。もし保険会社が破綻したら、自分の保険契約はどうなるの？という不安はあるのではないのでしょうか。

私たちの加入している生命保険は、“生命保険契約者保護機構”によって継続されます。この“生命保険保護機構”には、外資系も含めた日本で営業する全ての保険会社が義務付けられています。

では、もし破綻したらどうなるのでしょうか？

- ・救済会社が現れた場合は、救済保険会社に保険契約が移転されます。
- ・救済会社が現れなかった場合は、承継会社（生命保険保護機構の子会社）に保険契約を承継、もしくは、生命保険保護機構自らが引き受けます。

具体的に、加入している保険契約はどうなるのでしょうか？

生命保険の破たん後も契約は続けることはできますが、契約時と同じ条件ではなくなる、以下の点に注意が必要です。

★原則、全契約の責任準備金\*の90%までが補償されます。

\*責任準備金とは将来の保険金を支払うために、保険料の中から保険会社が積み立てているお金のことです。

★保険契約が移転する場合、予定利率が引き下げられる可能性があります。

<今までに破綻した保険会社の事例>

破綻年	破綻した保険会社	移転後の予定利率	救済保険会社（現在）
1997年	日産生命	2.75%	プルデンシャルジブラルタフィナンシャル生命
1999年	東邦生命	1.50%	AIG エジソン生命
2000年	第百生命	1.00%	マニユライフ生命
2000年	大正生命	1.00%	プルデンシャルジブラルタフィナンシャル生命
2000年	千代田生命	1.50%	AIG スター生命
2000年	協栄生命	1.75%	ジブラルタ生命
2001年	東京生命	2.60%	T&D フィナンシャル生命
2008年	大和生命	1.00%	プルデンシャルジブラルタフィナンシャル生命

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

★早期解約控除が行われる場合があります。保険契約の移転後、一定期間の間に解約をすると、契約変更後の解約返戻金などから、さらに一定割合削減される場合があります。

2008年に破綻した大和生命の場合では、責任準備金が10%引き下げられた上、予定利率も3.35%から1%に引き下げられました。また解約返戻金についても、早期解約控除として約20%減額されたようです。かつて昭和51年から平成5年頃までは、予定利率が約5～6%と高利率の時期もありましたので、破綻した影響が大きかった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ではどこの保険会社が安全なのでしょうか？保険会社の健全性を判断する指標として“ソルベンシー・マージン比率”と“格付け”などがあります。

[ソルベンシー・マージン比率]

保険会社の支払い余力のことで、一般的に200%超であれば、健全性について1つの指標を満たしている会社と言えます。

[格付け]

保険会社の財務力や保険金の支払い能力を「ABC」や「+-」などの記号で表したものです。

主な格付け会社は、スタンダード&プアーズ(S&P)やムーディーズなどで、“BBB”相当の格付け以上が、投資適格の保険会社とされています。

健全性を判断する指標もあくまでも目安ですので、高い指標の保険会社が必ずしも破綻しないといったわけではありません。これから保険加入する場合に保険会社破綻のリスクを少なくするとしたら、破綻しても影響が少ない掛け捨ての保険を選択したり、いくつかの保険会社に分けるといった方法で加入してみてもいいのではないでしょうか。